

事務局長	次 長	係 長	担 当

特 記 仕 様 書 (機械設備工事)

I 工 事 概 要

- 1 工事名 森のシェーブル館乳製品製造施設整備工事
- 2 工事場所 茨城県水戸市木葉下町地内
- 3 敷地面積 8727.85 m²
- 4 工事範囲 森の交流センター内 ※図示
- 5 建物概要

(全体)

建物名称	森の交流センター		造一部造		造一部造	
構 造	木 造	一部 造	造	一部 造	造	一部 造
階 数	地上2階	地下 階	地上	階 地下	階	地上 階 地下 階
建築面積	1286.06	m ²		m ²		m ²
延べ面積	1274.32	m ²		m ²		m ²

(建物毎の各階床面積)

建物名称	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	計

6 別途工事

- ・一時側電気工事（動力制御盤までの配線、室内照明、低圧コンセント）
- ・一時側給水配管工事（製造室天井裏給水メイン配管（25Aまで）、製造室以外のシンクへの配管）
- ・熟成庫、冷蔵庫設置に伴う床工事及び建物との仕舞工事
- ・ボイラーブローウ・蒸気端末ブローウを含む排水配管・排水処理設備工事
- ・壁開口工事及び仕舞工事
- ・基礎工事（屋外 ボイラー・灯油タンク・各冷凍機）
- ・空調・換気設備工事
- ・通信・防災設備工事

III 特記仕様

第1章 一般共通事項

① 適用基準等

- ※ 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕設備部監修 平成31年版）
- ※ 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成31年版）
- ※ 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成31年版）
- ※ 「営繕工事写真撮影要領（平成24年版）同解説 工事写真の撮り方（建築設備編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

② 技術者等

建設工事請負契約書及び茨城県建設工事施工適正化指針に基づき、現場代理人及び技術者（主任技術者・監理技術者・専門技術者）を配置する。

③ 技能士等

※ 適用する ・ 適用しない (1.5.2)

- ※ 配管技能士 ・ 熱絶縁施工技能士 ・ 冷凍空気調和機器施工技能士
- ・ 建築板金技能士 ・ 計装士

④ 電気保安技術者

・ 適用する ・ 適用しない (1.3.2)

⑤ 工事実績情報の登録

※ 適用する

⑥ 設計図書の優先順序

(1) 質問回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面
(5) 標準仕様書及び改修標準仕様書

⑦ 監督員事務所

※ 設けない ・ 設ける（種別 ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号）

⑧ 機器及び材料

(1) 本工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、設計図書に規定するもの、標準仕様書、設備機材等評価名簿（最新版（一社）公共建築協会）によるもの又は同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。

(2) 「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成29年2月7日閣議決定）」（以下「グリーン購入法基本方針」）により、県が定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。

(3) 上記の条件を満たすものが、県産品で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。

なお、県産材とは、「茨城県内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。

⑨ 機材の検査等

検査及び試験を必要とする機材等は、標準仕様書によるほか下記による。

- (1) 機材は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、JISマーク等が表示された機材で所要の品質があることが確認でき設計図書に適合するものは、監督員の承諾を受けて検査を省略することができる。
- (2) 設計図書に定められた場合、又は試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合には、試験を実施する。試験方法は、JIS、SHAS-E-S等に定めがある場合は、それらによる。試験完了後、試験成績表を監督員に提出する。監督員が必要と認める場合には、試験に立ち会う。

[6] 管端防食継手

(2. 1. 2)

塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管でねじ接合する場合の継手は、管端防食管継手とする。

[7] 管の切断

(2. 5. 1)

塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管、ポリ粉体鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のこ盤、ねじ切機搭載形自動丸のこ機等で切断し、パイプカッターによる切断は禁止する。また、切断後、適正な内面の面取りを施す。

8 異種管の接合

標準仕様書第2編2.5.17による。なお、接合要領は標準図施工3によるものとする。

[9] 吊り及び支持

(2. 6. 3)

標準仕様書第2編第2章第6節によるほか、次による。

- (1) 屋外支持材は、溶融亜鉛めっき又はステンレス製とする。(ボルト、ナット等は、ステンレス鋼製とする。)
- (2) 50A以下の鋼管は、形鋼振れ止め支持間隔を8m以下とする。
- (3) 梁貫通により振れ止めがされている場合は、その部分を形鋼振れ止め支持されているものとみなす。
- (4) ステンレス鋼管及び銅管の支持及び固定に鋼製又は鋳鉄製の金物を使用する場合は、合成樹脂を被覆した支持及び固定金具を用いるか、ゴムシートまたは合成樹脂の絶縁テープ等を介して取付ける。なお、合成樹脂が破損しないように、締付ける。
- (5) 冷媒管の吊り用支持受け材として保護プレートを、断熱材被覆鋼管と吊り金物との間に設け、自重による断熱材の食込みを防止する。

[10] 地中埋設標

(標準図、機材2)

※ 設置する (※ 給水 ・ 排水 ・ ガス ・ 消火 ・ 油)
・ 設置しない

[11] 埋設表示テープ

標準仕様書によるほかテープ幅は150mmとする。

[12] 地中埋設の深さ

※ 管の上端まで60cm ・ 管の上端まで cm

(ただし、建物に引き込む場合等は、監督員の承諾を得て埋設深さを変更することができる。)

[13] 伸縮管継手を備えた配管

(2. 4. 1(e))

標準仕様書による。

[14] 管のフランジ接合

(2. 4. 5, 2. 4. 6, 2. 4. 7, 2. 5. 2, 2. 5. 3, 2. 5. 4, 2. 5. 6)

標準仕様書によるほか、機器周りの配管はフランジ接合とする。ただし、鋼管及びライニング鋼管の梁貫通の場合は、片側をネジ接合としてもよい。

[15] 塗装工事

標準仕様書(第2編3.2.1)による。

[16] 防食処置

標準仕様書(第2編2.7.3)による。

- (1) 土中埋設の鋼管類(排水配管の鋼管類、合成樹脂などで外面を被覆された部分の配管は除く。)には、標準仕様書により防食処理を行う。
- (2) コンクリートに埋設される鋼管、鉛管、銅管は、プラスチックテープを1/2重ね1回巻きとする。

[17] 識別色

標準仕様書によるほか、埋設表示テープ及び地中埋設標の識別色は、給水は青、排水はシルバー、消火は赤、ガス

ること。

- (3) VOCを含む材料を使用して施工した場合は十分に換気すること。

26 埋蔵文化財の調査

文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地内」

- (1) 剥削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。

施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、剥削範囲図及び剥削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、県教育庁文化課担当と協議すること。

- (2) 剥削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。

27 あと施工アンカー

- (1) 配管、ダクト、機器等の天井吊り下げ用アンカーには、接着系アンカーを使用しないこと。

- (2) あと施工アンカーの施工に際しては、品質管理上、施工についての指導を行う施工技術管理者を配置や、十分な経験と技能を有する技能者により施工すること。

第3章 衛生器具設備工事

1 衛生器具の接続

衛生器具と排水配管との接続には、鉛管に代えて排水用フレキシブル継手を使用してもよい。

2 衛生陶器の隙間調整

衛生陶器を据え付ける際の隙間調整は、ゴムシートなどの耐久性に優れた材料を使用すること。

第4章 給水設備工事

1 水道加入金

・ 別途 ・ 本工事

2 保温

※ 標準仕様書による。

※ 屋外露出管（弁、フランジ類を含む）の保温材の厚さは、呼び径25mm以下は30mm、呼び径32mm以上のものは、40mm以上とする。

第5章 排水設備工事

1 流し接続管

床上露出部分は、硬質ポリ塩化ビニル管（VP）でもよい。

2 鋳鉄製ふたの文字

※ 汚水 ※ 雑排水 ・ 雨水 ・ 実験排水 ・ その他

3 鋳鉄製ふたの破壊荷重

・ 中荷重 60kN以上（丸枠） ※ 重荷重 200kN以上（丸枠）

4 屋外排水管理設要領

根切り底から100mm碎石敷き込めを行い、管を布設して管頂から100mmまでを山砂にて埋め戻す。

残りの部分は ※ 根切り土 ・ 山砂 で埋め戻す

5 小口径樹

下水道管理者等と協議・承諾のうえ使用する。

6 エア抜き用排水

自動エア抜きの排水は、専用配管で排水処理をする。

- 4 吹出口及び吸入口 ※アルミ製（ヘアライン加工）・鋼板製
- 5 防煙ダンパー
標準仕様書第3編1.15.8によるほか次による。
- (1) 復帰方式 ・遠隔復帰式（電気式）・手動式
- (2) 操作式 ・電気式 ・空気式
自動閉鎖機構は、定格入力 DC-24V, 0.6A 以下、自動復帰機構が電動式の場合は、入力 DC-24V, 25A 以下とする。
- (3) 日本防排煙工業会の自主適合マーク貼付品とする。
- 6 防火ダンパー
(1) 上記の5に準じたものとする。
- (2) 日本防排煙工業会の自主適合マーク貼付品とする。
- 7 ピストンダンパー 復帰方式 ・自動式 ・手動式
- 8 チャンバー等
(1) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバーには、排水を設ける。
- (2) シーリングディフューザー（アネモ型）、線状吹出口（ブリーズライン）のチャンバーは、図示による。
- 9 温度計
標準仕様書及び標準図によるほか、次の箇所及び図示の位置に温度計を設ける。
- (1) 主要な機器類の出入口の配管
- 10 圧力計及び連成計
ポンプ等の吸込み管に取り付ける場合は、連成計とする。
- 11 瞬間流量計及び流量測定口
標準仕様書及び標準図によるほか次による。
- 冷温水管寄せの各送り管 ・瞬間流量計 ・測定用タッピング （・設ける ・設けない）
ボイラ又は熱交換器の温水出口 ・瞬間流量計 ・測定用タッピング （・設ける ・設けない）
- 12 オイルサービスタンク
(1) 油面制御装置 ・国土交通省型 ・市販品（防爆型）
- (2) 防油堤 ・本工事 ・別途工事
- 13 オイルタンク
槽形式、容量等は主要機器表によるほか、次による。
- (1) 油タンクふた ・本工事（・国土交通省型 ・市販品） ・別途工事
- (2) 遠隔油量指示計 ・抵抗変化式 ・磁歪式
形式 ・国土交通省型 ・製造者規格品（・電気式 ・空気式）
- (3) 計量尺 ・本工事（計量口は施錠付き） ・別途
計量尺は、青銅製又は黄銅製及びアルミ製とし、100L 実測目盛り刻印とする
- (4) 地下オイルタンク外面の保護方法は「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」による方法とする。また、事前に関係機関と打ち合わせを行うこと。
- (5) 危険物標識板 鋼板製メラミン焼付け仕上げとし、槽最寄の適切な位置に自立型のものを取り付ける。
- 14 消音内貼り
消音板厚さ
(1) ダクト保温厚さ 50mm とする箇所は、消音板 50mm とし、25mm とする箇所は 25mm とする。
- (2) 内貼りチャンバー類の寸法表示は、外法寸法とする。

(2) 自動制御回路には、サージ防止装置を *取り付ける •取り付けない

⑧ その他

- (1) 室内形の温度検出器、湿度検出器はケース付きとし、取付け位置は標準仕様書による。
- (2) 地震感知器の取付位置は標準仕様書による。
- (3) 地震感知器の作動により、バーナー及び給油用電磁弁等を作動させ、速やかに燃焼を停止、消火させる。

機械設備図示記号一覧(2)

図示記号	名	称	備考	図示記号	名	称	備考
膨張管 E	配管用炭素鋼鋼管						
冷媒管 R RR	銅管 銅管 (被覆) 銅管 (被覆)						
油管 O OR	配管用炭素鋼鋼管(黒管) 配管用炭素鋼鋼管(黒管)						
油用通気管 OV	配管用炭素鋼鋼管						
低圧蒸気管 ---	配管用炭素鋼鋼管(黒管) 配管用炭素鋼鋼管(黒管)						
ガス管 G P L P	ポリエチレン被覆鋼管又は 塩化ビニル被覆鋼管						

工事用標示板に関する特記仕様書

○○○工事中 (上記タイトルは赤字とする)	
工事名	○○○○○○○工事
場 所	水戸市○○○町地内
工 期	自 令和○○年○○月○○日 至 令和○○年○○月○○日
施 工	○○○○○株式会社 TEL ○○○—○○○—○○○○
発注者	一般財団法人水戸市農業公社 理事長 飯 島 清 光 TEL029-251-5532

※注意事項

- 1 看板寸法 横 1,100mm×縦 1,400mm 程度とする。
- 2 設置個数 起点及び終点の 2箇所以上を原則とする。
- 3 その他 文字は丸ゴシック体を基本とする。
手書き文字（専門業者のものは除く）は禁止とする。
工事中破損したり損傷の激しいものは隨時交換すること。
上記により難い場合は監督員と協議すること。

工事施工にあたっての注意事項

- 1 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 過積載車輛、差し枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 6 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 7 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 8 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

発生材の処理に関する特記事項

建設工事では、発生材の抑制を努め、搬出する場合には下記取り扱いによる。

建設発生土 再生資源としての運用を図る。

発生土以外の発生材が混入しないよう分別に努めて搬出するものとする。

建設副産物 (アスファルト塊、コンクリート塊、廃木材) 再生資源とする。

- 1 受注者は、解体下請業者・再生処理業者を監督し適正な処置が行なわれていることを常に確認すること。
- 2 受注者は、工事完了後に完成図書の他に再生処理施設の受け入れ集計表を提出する。

建設廃棄物 最終処分場での処分とする。

- 1 受注者は、解体下請業者・収集運搬業者・最終処分業者を監督し適正な運搬処分が行なわれていることを常に確認すること。
- 2 収集運搬業者及び最終処分業者は、産業廃棄物処理場の許可を得ている者とし、最終処分場の指定を受けた場所へ処分する。
- 3 受注者は、下請業者と下請け契約をするだけではなく、収集運搬業者及び最終処分業者に処理の委託契約を行なう。
- 4 受注者は、工事着工前に解体工事計画書を本市に提出する。
解体工事計画書は下記事項を明記する。
 - ① 解体作業計画 解体作業機器、解体作業員及びその資格
 - ② 収集運搬計画 収集運搬車両及び登録番号、収集運搬経路
 - ③ 最終処分計画 最終処分方法、処分方法、処分業許可書写し、処分場の位置図、指定区域図、現状写真
- 5 受注者は、工事完了後に完成図書の他に解体工事報告書を提出する。
解体工事報告書は下記事項を明記する。
 - ① 収集運搬車両運航記録及び集計表
 - ② 最終処分業者の処理記録及び集計表
 - ③ 最終処分場の廃棄物受け入れ前及び受け入れ後の現状写真
- 6 その他関係法令に基づき適切に処理すること。

火災保険等特記仕様書

建築工事請負契約書第47条における火災保険等に関しては、必要な保険に加入し監督員に写しを提出すること。ただし、監督員と協議の上、必要としない工事に関しては適用しないものとする。

保険等の対象となる、目的、保険等の種類、本約款関連条文一覧

目的	保険等の種類	関連条文
工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険	建設工事保険 土木工事保険 組立保険 火災保険	第27条(一般的損害) 第29条(不可抗力による損害)
建設機械器具に生じる損害を填補する保険	動産総合保険 機械保険	第27条(一般的損害) 第29条(不可抗力による損害)
運送中の工事材料、建設機械器具に生じる損害を補填する保険	貨物海上保険 運送保険	第27条(一般的損害)
工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険	請負業者賠償責任保険	第28条(第三者に及ぼした損害)
工事作業員・作業員の身体障害を填補する保険	法定外労災補償（建設共済等） 労働災害総合保険 傷害保険	第27条(一般的損害)

暴力団等の排除に係る特記仕様書

- 1 水戸市が発注する建設工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下、暴力団等という。）と下請契約を締結してはならない。
- 2 水戸市が発注する工事を履行するに当たり、暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- 3 水戸市が発注する建設工事等において、暴力団等から不等要求を受けた場合は、毅然として拒否するとともに、その旨直ちに発注者等に報告し、併せて所轄の警察署に届け出ること。
- 4 上記の暴力団等の排除に関する具体的な手続きは、「水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項」及び「水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する協定書」に基づき行うものとする。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行なうことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、別紙様式「使用申請（承諾）書」にて申し出、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の要件の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、茨城県土木部・茨城県企業局の建設工事必携（以下「建設工事必携」という。）写真管理基準「2-2 撮影方法」及び営繕工事写真撮影要領（以下「営繕写真要領」という。）「2.(3)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。なお、信憑性確保の観点から、原則、この使用機器の事例から選定すること。

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、提示した使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、建設工事必携の写真管理基準「2-2 撮影方法」及び営繕写真要領「2.(3)撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではなく、従来方式（物理的小黒板利用）の撮影を併用することを認めるものとする。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、建設工事必携の写真管理基準及び営繕写真要領に準ずるが、小黒板情報の電子的記入については、建設工事必携「2-5 写真編集等」及び営繕写真要領「4.(1)」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行なった写真の納品

受注者は、小黒板情報の電子的記入を行なった写真（以下「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者は URL 「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行ない、その結果を併せて監督員へ提出し、確認を受けること。

別紙様式

使用申請（承諾）書

水戸市〇〇部〇〇〇〇課

監督員 〇〇〇〇 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇〇〇建設
現場代理人 〇〇〇〇

下記工事について、小黒板情報の電子化を実施したく申請します。

工事名	幹線市道〇〇号線 道路改良工事
場所	〇〇〇町
工期 (西暦記載可)	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
対象工種	※実施対象を明確に記入すること。 (例)全工種、土工事のみ、施工状況のみ、出来形のみ
使用機器・ ソフトウェア等	※使用機器・機能・製品名・形式など詳細に記入すること。
信憑性確認の方法	※確認方法について明確に記載すること。 (例)上記機器に搭載されているチェックシステムを使用します。 (例)JACIC のチェックツール(無償)を使用します。
写真納品の方法	(例)工事写真帳に含め提出します。(紙媒体による写真) 併せて信憑性確認結果を提出します。(紙媒体、CSV ファイルデータ)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇〇〇建設

現場代理人 〇〇〇〇 様

上記内容について、承諾します。
不承諾

(一財) 水戸市農業公社

監督員 〇〇〇〇

事務局長	次長	係長	係

※2部作成すること。

再生資源利用計画に関する特記仕様書

「再生資源利用計画（実施）書」及び「再生資源利用促進計画（実施）書」を作成する場合、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」によりデータを入力して、監督員に出力した内容の確認を受けること。

※COBRIS に関する問い合わせは

一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）

建設副産物情報センター

<http://www.recycle.jacic.or.jp>

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号

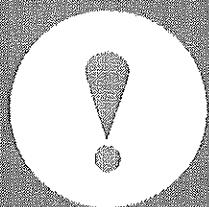
アカサカセブンスアヴェニュービル2F

TEL：03-3505-0410 FAX：03-3505-0520

E-mail: recycle@jacic.or.jp

【お問い合わせ受付時間】

AM9:30～PM5:30（土日、祝祭日を除く）



感染症対策への協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょ



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

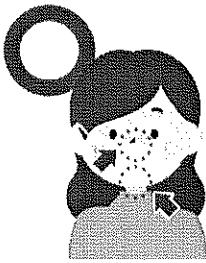
電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

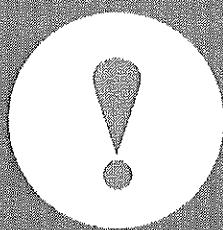
首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省



感染症対策へのご協力をねがいします



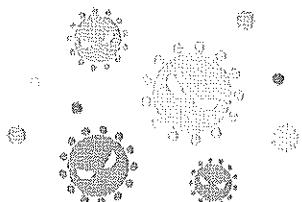
せき 咳工チケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳工チケット」です。

ほかの人につかないために

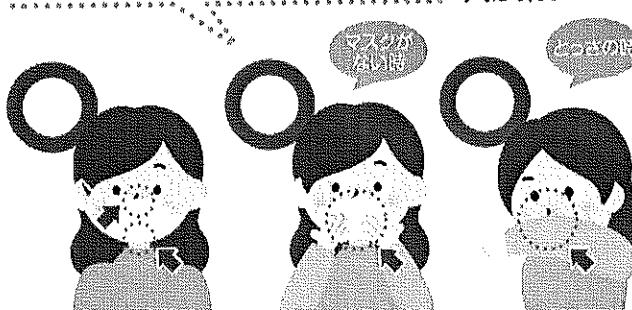
くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳工チケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。



3つの咳工チケット

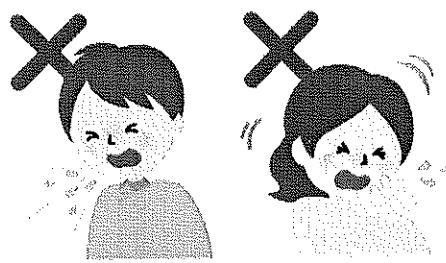
電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う

② ゴムひもを
耳にかける

③ 間隔がないよう
鼻まで覆う

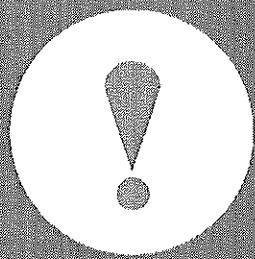
首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省



感染症対策へのご協力をねがいします



手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

外出前の
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

①



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。

②



手の甲をのばすようにこります。

③



指先・爪の間を念入りにこります。

④



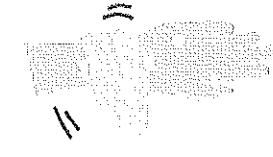
指の間を洗います。

⑤



親指と手のひらをねじり洗いします。

⑥



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「3つの密(密閉・密集・密接)」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

0120-565653

厚労省 コロナ



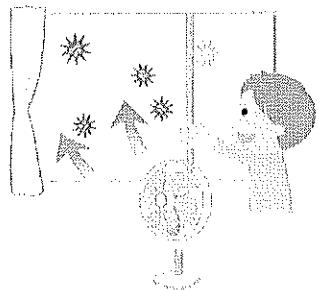
新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。力キは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・風の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上確保しましょう。
- ・窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



換気窓がない場合

- ・窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取り入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないとから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「外気モード」にしましょう。
- ・電車やバス等の公共交通機関でも、窓を開けに協力しましょう。



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

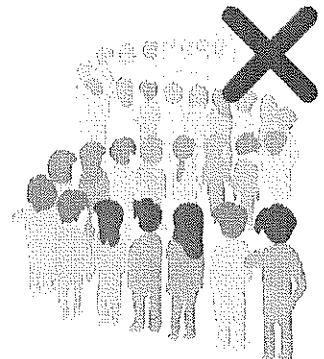
0120-565653



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

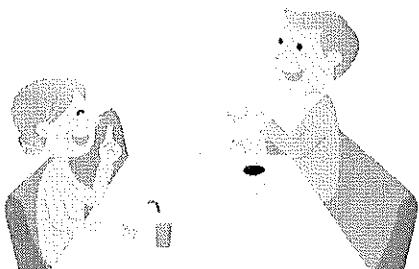
- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。



- ・スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人には近づきすぎないよう注意しましょう。

- ・飲食店の座席では、隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、互い違いに座るのも有効です。



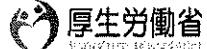
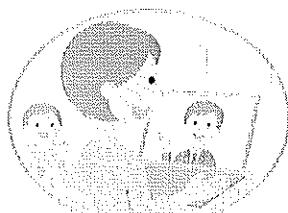
店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

- ・エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階段の上下には階段の利用に努めましょう。



- ・職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

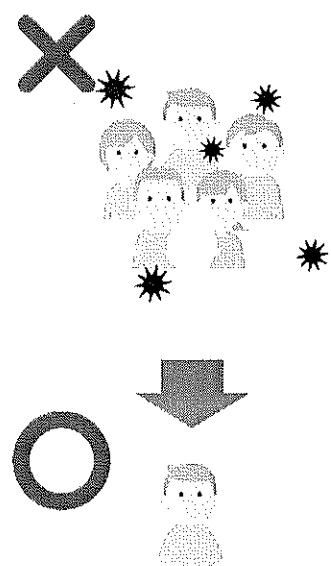
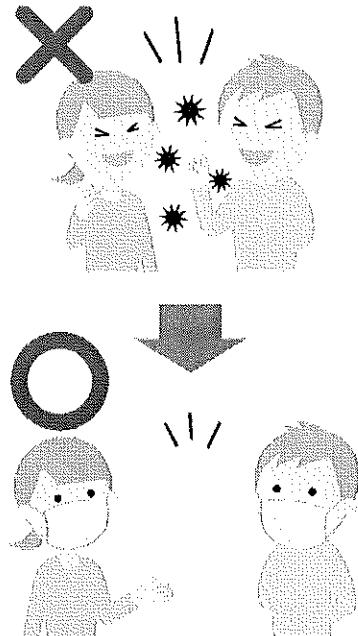
0120-565653



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- ・密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛び」と報告しています。
- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用しましょう。
- ・エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。
- ・飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛びこむことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
- (注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- ・スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- ・喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ



0120-565653

